

名古屋市移動支援・地域活動支援にかかる事業の人員、設備及び運営に関する基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 名古屋市移動支援事業実施要綱に基づく移動支援事業者又はデイサービス型地域活動支援事業実施要綱に基づく地域活動支援事業者（以下「事業者」という。）が満たすべきものについては、名古屋市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第83号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この基準で使用する用語の意義は、名古屋市移動支援事業実施要綱及びデイサービス型地域活動支援事業実施要綱で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

1 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は、当該事業所の登録に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

2 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

3 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の所定労働時間の短縮措置の対象者について常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間としているときは、当該対象者については30時間勤務することで「常勤」として取り扱って良い。同一の事業者によって一体的に運営される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる移動支援事業所と他の事業所が併設されている場合、移動支援事業所の管理者と他の事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常

勤要件を満たすこととなる。

4 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所等における勤務時間（地域活動支援については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、地域活動支援については、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

（事業者の一般原則）

- 第3条 事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた移動支援計画又は地域活動支援計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供しなければならない。
- 2 事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第2章 移動支援

第1節 基本方針

（移動支援事業の基本方針）

- 第4条 移動支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

- 第5条 移動支援の事業を行う者（以下「移動支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「移動支援事業所」という。）ごとに置くべき従業者（移動支援の提供に当たる者として別表に定めるものをいう。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。
- 2 移動支援事業者が、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業をあわせて行う場合については、当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の移動支援事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。

（サービス提供責任者）

- 第6条 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、障害者に対し適切な移動支援のコ

ーディネイトを行う能力を有し、専ら移動支援の職務に従事する常勤のサービス提供責任者を事業の規模に応じて1人以上置かなければならない。

- 2 サービス提供責任者の員数は、事業所の実利用者の数が30人又はその端数を増すごとに1人を追加した数とする。
- 3 前項の基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、原則として1人分のみの常勤換算を可能とし、5人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、当該事業所のサービス提供責任者の3分の2以上を常勤の者とする。ただし、非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数の2分の1に達していなければならない。

(管理者)

第7条 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 移動支援事業者は、移動支援事業所の管理上支障がない場合は、前項の管理者を当該移動支援事業所の他の職務に従事させ、又は一体的に運営する他の事業所、同一敷地内にある、道路を隔てて隣接する等、管理上支障がない範囲内の他の事業所又は施設等の管理者等の職務に従事させることができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第8条 移動支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けなければならない。

- 2 移動支援事業者は、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しなければならない。
- 3 移動支援事業者は、移動支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。特に、感染症予防に配慮しなければならない。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 移動支援事業者は、支給決定障害者等が移動支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第30条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該移動支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 移動支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。
- 3 前項の書面には、当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する移

動支援の内容、移動支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項、移動支援の提供開始年月日、移動支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載すること。

(契約支給量の報告等)

第10条 移動支援事業者は、移動支援を提供するときは、当該移動支援の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した移動支援の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。
- 3 移動支援事業者は、移動支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を名古屋市に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第11条 移動支援事業者は、正当な理由がなく、移動支援の提供を拒んではならない。提供を拒むことのできる正当な理由とは、当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合、利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合及び入院治療が必要な場合とする。

- 2 移動支援事業者は、移動支援の提供に当たっては、利用者の希望や心身の状況等を十分考慮した上で交通手段を選ぶこととし、利用者の希望する交通手段で移動支援を提供できないことのみを理由として移動支援の提供を拒むことは、前項の正当な理由に当てはまらない。

(連絡調整に対する協力)

第12条 移動支援事業者は、移動支援の利用について名古屋市又は相談事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 移動支援事業者は、移動支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービス提供をする地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な移動支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の移動支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第14条 移動支援事業者は、移動支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(移動支援給付費の申請に係る援助)

第15条 移動支援事業者は、移動支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに移動支援給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 移動支援事業者は、移動支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う移動支援給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第16条 移動支援事業者は、移動支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第17条 移動支援事業者は、移動支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、名古屋市、他の移動支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 移動支援事業者は、移動支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 移動支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

- 2 移動支援事業者は、前項の書類に当該移動支援事業所の名称、従業者の氏名を記載しなければならない。

(サービス提供の記録)

第19条 移動支援事業者は、移動支援を提供した際は、当該移動支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等必要な事項を、移動支援の提供の都度記録しなければならない。また、記録は実際にサービスを提供した従業者が行わなければならない。

- 2 移動支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から移動支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(移動支援事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第20条 移動支援事業者が、移動支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払

を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便宜を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りではない。

(利用者負担額等の受領)

第21条 移動支援事業者は、代理受領を行う移動支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該移動支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 移動支援事業者は、代理受領を行わない移動支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該移動支援に係る支給額の支払いを受けるものとする。

- 3 移動支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において移動支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

- 4 移動支援事業者は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

- 5 移動支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(移動支援給付費の額に係る通知等)

第22条 移動支援事業者は代理受領により名古屋市から移動支援に係る給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る移動支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 移動支援事業者は、第21条第2項の代理受領を行わない移動支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した移動支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(移動支援の基本的取扱方針)

第23条 移動支援は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 移動支援事業者は、その提供する移動支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(移動支援の具体的取扱方針)

第24条 移動支援事業所の従業者が提供する移動支援の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 1 移動支援の提供に当たっては、次条第1項に規定する移動支援計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- 2 移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 3 移動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- 4 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(移動支援計画の作成)

第25条 サービス提供責任者（第6条に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、移動支援計画を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、前項の移動支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該移動支援計画を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、移動支援計画作成後においても、当該移動支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該移動支援計画の変更を行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する移動支援計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第26条 移動支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する移動支援の提供をさせてはならない。

(緊急時の対応)

第27条 従業者は、現に移動支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第28条 移動支援事業者は、移動支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって移動支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を名古屋市に報告しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第29条 移動支援事業所の管理者は、当該移動支援事業所のサービス提供責任者及び従業者（以下「従業者等」という。）並びに業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 移動支援事業所の管理者は、当該移動支援事業所の従業者等にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、移動支援事業所に対する移動支援の利用の申込みに係る調整等のサービス内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第30条 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第33条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 1 事業の目的及び運営の方針
- 2 従業者等の職種、員数及び職務の内容
- 3 営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間
- 4 支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 5 通常の事業の実施地域
- 6 緊急時等における対応方法
- 7 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 8 虐待の防止のための措置に関する事項
- 9 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第31条 移動支援事業者は、利用者に対し、適切な移動支援を提供できるよう、移動支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にし、第2章第2節の人員に関する基準を満たしていることを明らかにしなければならない。

- 2 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、当該移動支援事業所の従業者によって移動支援を提供しなければならない。
- 3 移動支援事業者は、従業者等の資質の向上及び利用者の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研修を実施しなければならない。
- 4 移動支援事業者は、適切な移動支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第31条の2 移動支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する移動支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 移動支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 移動支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第32条 移動支援事業者は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 移動支援事業者は、移動支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 移動支援事業者は、移動支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 1 当該移動支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 2 当該移動支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 3 当該移動支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第33条 移動支援事業者は、移動支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制、苦情解決の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 移動支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を移動支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第33条の2 移動支援事業者は、移動支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 移動支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 移動支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 1 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し

て行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

2 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

3 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(秘密保持等)

第34条 移動支援事業所の管理者及び従業者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 移動支援事業者は、管理者及び従業者等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 移動支援事業者は、他の移動支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第35条 移動支援事業者は、移動支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該移動支援事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 移動支援事業者は、当該移動支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第36条 移動支援事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該移動支援事業者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 移動支援事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第37条 移動支援事業者は、その提供した移動支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置、苦情解決の体制及び手順の規定等の必要な措置を講じなければならない。

2 移動支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 移動支援事業者は、その提供した移動支援に関し、名古屋市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは移動支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族

からの苦情に関して名古屋市が行う調査に協力するとともに、名古屋市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 移動支援事業者は、名古屋市から求めがあった場合には、前項までの改善の内容を報告しなければならない。
- 5 移動支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんによりできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供により事故が発生した場合は、名古屋市及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 移動支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 移動支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。

(虐待の防止)

第38条の2 移動支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 移動支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 移動支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 3 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第39条 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに経理を区分するとともに、移動支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第40条 移動支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 移動支援事業者は、提供した移動支援に係る記録、移動支援計画、苦情の内容等に係る記録、第28条に規定する市町村への通知に係る記録等利用者に対する移動支援の提供に関する諸記録を整備し、当該移動支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第40条の2 移動支援事業者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

第3章 地域活動支援

第1節 基本方針

(地域活動支援事業の基本方針)

第41条 地域活動支援の事業は、障害者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第42条 地域活動支援の事業を行う者（以下「地域活動支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「地域活動支援事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- 1 指導員 地域活動支援事業の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該地域活動支援の提供に当たる指導員が1以上確保されるために必要と認められる数
- 2 介護職員 地域活動支援事業の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該地域活動支援の提供に当たり必要と認められる数
- 2 前項に掲げる地域活動支援事業所ごとに置くべき指導員及び介護職員の総数は、地域活動支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該地域活動支援の提供に当たる指導員及び介護職員の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。
 - 1 障害者の数が14人までは、2以上
 - 2 障害者の数が14人を超える場合は、2に、障害者の数が14を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 3 前2項の地域活動支援の単位は、地域活動支援であってその提供が同時に1又は複数の障害者に対して一体的に行われるものをいうものとする。並行して別単位で行われる場合は、常勤かつ専従の従業者が1以上とし、障害者5人を超える場合は、障害者の数が5を超えてその端数を増すごとに従業者を1加えて得た数以上とする。
- 4 第1項の指導員については、社会福祉法第19条規定の社会福祉主事の資格要件に該当する者又は2年以上介護等の業務に従事した者とし、指導員又は介護職員のうち、1以上は、常勤かつ専従でなければならない。（指導員が管理者を兼務する場合を除

く。)

- 5 給食又は入浴サービスを実施する場合には、必要な従業者を置かなければならない。
- 6 創作的活動を行う事業所においては、その内容に応じて、必要な講師等の確保に努めなければならない。

(管理者)

第43条 地域活動支援事業者は、地域活動支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、地域活動支援事業所の管理上支障がない場合は、当該地域活動支援事業所の他の職務に従事し、又は一体的に管理する他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 管理者は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、当該事業所を適切に運営する能力を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第44条 地域活動支援事業所は、相談室、訓練・作業室、洗面所及び便所を有するほか、地域活動支援の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 地域活動支援事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、前項に掲げる設備のほか、食堂を備えなければならない。
- 3 地域活動支援事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、第1項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。
- 4 前3項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

1 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。(1人当たりの床面積は概ね3.3㎡以上とする。)

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

- 2 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 3 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - 4 便所 利用者の特性に応じたものであること。
 - 5 食堂 食事の提供に支障がない広さを有すること。(1人当たりの床面積は概ね2㎡以上とする。)
 - 6 浴室 障害者の特性に応じたものであること。
- 5 第1項から第3項までに掲げる設備は、専ら当該地域活動支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、第2項に掲げる設備を除き障害者に対する地域活動支援の提供に支障がない場合は、この限りでない。
 - 6 地域活動支援事業者は、指定共同生活介護及び指定共同生活援助の共同生活住居が設置されている同一敷地内で地域活動支援事業を行うことができない。

第4節 運営に関する基準

(利用定員、サービス提供日及びサービス提供時間)

第45条 地域活動支援事業者は、その利用定員（地域活動支援事業所において同時に地域活動支援事業の提供を受けることができる障害者の数の上限をいう。）を15人以上とし、定員を超える利用はできない。

2 地域活動支援事業者は、地域活動支援事業所を週4日以上開所する。

3 地域活動支援事業者は、地域活動支援事業所においてサービスを提供する時間を1日概ね7時間程度とする。

(利用者負担額等の受領)

第46条 地域活動支援事業者は、代理受領を行う地域活動支援を提供した際は、支給決定障害者から当該地域活動支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 地域活動支援事業者は、代理受領を行わない地域活動支援を提供した際は、支給決定障害者から当該地域活動支援に係る支給額の支払を受けるものとする。

3 地域活動支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、地域活動支援において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

1 食事の提供に要する費用

2 光熱水費（入浴に係るものに限る。）

3 創作的活動に係る材料費

4 その他地域活動支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 地域活動支援事業者は、第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 地域活動支援事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(地域活動支援事業の基本取扱方針)

第47条 地域活動支援事業所の従業者が行う地域活動支援事業は、障害者の自立の促進、生活の質の向上、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、適切に行わなければならない。

2 地域活動支援事業者は、その提供する地域活動支援事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(地域活動支援事業の具体的取扱方針)

第48条 地域活動支援の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

1 地域活動支援の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域活動支援計画に基

づき、障害者の入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談及びレクリエーション等を、当該障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に行う。

- 2 従業者は、地域活動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 地域活動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 常に障害者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害者の心身の特性に対応した地域活動支援の提供ができる体制を整える。

（地域活動支援計画の作成）

第49条 地域活動支援事業所の指導員は、障害者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域活動支援計画を作成しなければならない。

- 2 地域活動支援事業所の指導員は、前項の地域活動支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該地域活動支援計画を交付しなければならない。
- 3 地域活動支援事業所の指導員は、地域活動支援計画作成後においても、当該地域活動支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該地域活動支援計画の変更を行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する地域活動支援計画の変更について準用する。
- 5 従業者は、それぞれの障害者について、地域活動支援計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

（管理者の責務）

第50条 地域活動支援事業所の管理者は、従業者の管理、地域活動支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 地域活動支援事業所の管理者は、従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第51条 地域活動支援事業者は、地域活動支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 1 事業の目的及び運営の方針
- 2 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 3 営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間
- 4 利用定員

- 5 地域活動支援の内容及び支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 6 通常の事業の実施地域
- 7 サービス利用に当たっての留意事項
- 8 緊急時等における対応方法
- 9 非常災害対策
- 10 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 11 虐待の防止のための措置に関する事項
- 12 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第52条 地域活動支援事業者は、障害者に対し適切な地域活動支援を提供できるよう、地域活動支援事業所ごとに原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、他の職種との兼務関係等を明確にし、第3章第2節の人員に関する基準を満たしていることを明らかにしなければならない。

- 2 地域活動支援事業者は、地域活動支援事業所ごとに、当該地域活動支援事業所の従業者によって地域活動支援を提供しなければならない。ただし、障害者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 地域活動支援事業者は、地域活動支援従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 地域活動支援事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第53条 地域活動支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知しなければならない。

- 2 地域活動支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 地域活動支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 地域活動支援事業者は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を3食分以上備蓄しなければならない。

(衛生管理等)

第54条 地域活動支援事業者は、障害者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければなら

ない。

- 2 地域活動支援事業者は、地域活動支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 1 当該地域活動支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - 2 当該地域活動支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 3 当該地域活動支援事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

（準用）

第55条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第27条、第28条、第31条の2、第33条、第34条から第40条の2までの規定は、地域活動支援の事業について準用する。

附則

- 1 この基準は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 平成18年9月30日において障害者デイサービスに係る指定を受けている事業所（以下「旧障害者デイサービス事業所」という。）に置くべき従業員の員数については、第42条第2項の規定にかかわらず、改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号。）第92条に定める基準によることができる。
- 3 旧障害者デイサービス事業所については、第45条第1項の規定を適用しない。

附則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日において地域活動支援事業に係る登録を受けている事業所（以下「旧地域活動支援事業所」という。）に置くべき指導員の要件については、平成23年3月31日までの間、第42条第4項の規定にかかわらず、改正前の第42条第4項に定める基準によることができる。
- 3 旧地域活動支援事業所については、第45条第1項の規定を適用しない。

附則

- 1 この基準は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 平成23年10月1日以降において視覚障害者・児の移動支援の提供にあたる者については、改正前の別表（移動支援の提供にあたる者）の規定を適用する。

附則

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第53条の改正規定については、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成25年7月1日において地域活動支援事業の登録を受けている事業所（以下「旧基準事業所」という。）については、改正後の第42条から第44条までの規定にかかわらず、この基準に係る人員又は設備について変更するまでの間における人員又は設備に限り、なお従前の例によることができる。
- 3 旧基準事業所については、改正後の第45条第1項の規定にかかわらず、この基準に係る利用定員について変更するまでの間における利用定員に限り、改正前の第45条の規定によることができるものとする。ただし、利用定員の100分の150を超える数の障害者に対してサービスの提供を行う場合は、速やかに利用定員を変更しなければならないものとし、当該変更をした場合においては、前項の規定にかかわらず、改正後の第44条（第6項を除く。）の規定を適用する。
- 4 従前と同一の設備を用いて利用定員を変更する旧基準事業所（前項ただし書に規定する変更を行った旧基準事業所を除く。）については、第44条（第6項を除く。）に係る基準を満たしているものとみなす。
- 5 旧基準事業所については、この基準に係るサービス提供日又はサービス提供時間について変更するまでの間におけるサービス提供日又はサービス提供時間に限り、改正後の第45条第2項及び第3項の規定を適用しないものとすることができる。

附則

この基準は、平成28年10月1日から施行する。

附則

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日から令和6年3月31日までの間、第31条の2（第55条において準用する場合も含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 3 この基準の施行の日から令和6年3月31日までの間、第32条第3項及び第54条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

別表（移動支援の提供にあたる者）

①介護福祉士
②居宅介護従業者養成研修修了者・訪問介護員養成研修修了者
③平成18年 9 月30日において全身性障害者外出介護養成研修を修了した者
④平成18年 9 月30日において知的障害者外出介護養成研修を修了した者
⑤平成18年 9 月30日において日常生活支援従業者養成研修を修了した者
⑥平成15年 3 月31日において居宅介護従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者
⑦平成15年 3 月31日において全身性障害者外出介護養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者
⑧平成15年 3 月31日において知的障害者外出介護養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者
⑨平成15年 3 月31日において日常生活支援従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者
⑩平成15年 3 月31日において身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・児童福祉法に規定される居宅介護等に従事した経験を有する者であって、都道府県知事による証明書の交付を受けた者
⑪介護職員基礎研修修了者
⑫平成18年10月 1 日以降において重度訪問介護従業者養成研修を修了した者
⑬平成18年10月 1 日以降において行動援護従業者養成研修を修了した者
⑭平成18年10月 1 日以降において全身性障害者外出介護養成研修を修了した者
⑮名古屋市移動支援事業従業者養成研修を修了した者
⑯実務者研修修了者
⑰居宅介護職員初任者研修修了者・介護職員初任者研修修了者
⑱障害者居宅介護従業者基礎研修修了者
⑲強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者
⑳保健師・看護師・准看護師